## 低入札価格調査制度の改正と最低制限価格制度の導入について

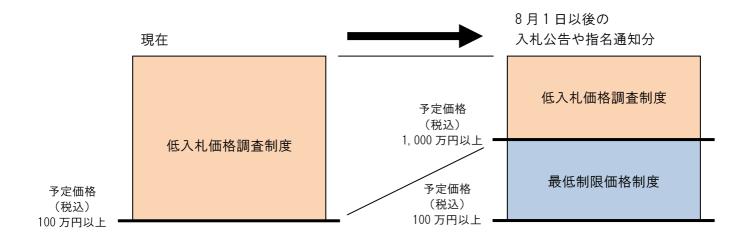
平成 26 年 7 月 30 日

## 1. 概要

これまで井原市では、予定価格(税込)が 100 万円以上の建設工事の入札には低入 札価格調査制度を適用してきましたが、平成 26 年 8 月 1 日以後に入札公告又は指名通 知を行う建設工事の入札を対象として、

予定価格(税込)が1,000万円以上の場合は、低入札価格調査制度を適用し、

予定価格(税込)が100万円以上1,000万円未満の場合は、新たに最低制限価格制度を適用します。



## 2. 低入札価格調査制度の改正について

平成 26 年 8 月 1 日以後に入札公告又は指名通知を行った建設工事の入札から、予定価格(税込)が 1,000 万円以上の場合は、低入札価格調査制度の対象とします。

また、新たに数値的失格基準価格を導入するとともに、低入札価格調査のため最低価格入札者(低入札価格調査基準額を下回る価格をもって入札をした者で入札室から退室する際に内訳書を提出し、かつ、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札書を提出した者)が提出する書類の様式を定めました。

- ●改正後の低入札価格調査制度
- 1)低入札価格調査基準額を下回る価格をもって入札が行われた場合、落札者の決定を保留します。
  - ※低入札価格調査基準額は、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共 工事契約制度運用連絡協議会モデル(以下「中央公契連モデル」という。)を基 準に算出します。
- 2) 低入札価格調査基準額を下回る価格をもって入札をした者が数値的失格基準に該当しないか確認します。数値的失格基準に該当する入札をした者は、契約内容に適合した履行がなされないと判断して、失格とします。
  - ※数値的失格基準は、対象工事の予定価格に市長が別に定める率を乗じて得た額 とします。
  - ※確認は入札後に提出される内訳書により行います。 なお、入札室から退室する際に内訳書が提出されない場合は、失格とします。
- 3)最低価格入札者に対し、期日を指定して低入札価格調査報告書(市 HP へ掲載)の 提出を求めます。
  - ※低入札価格調査報告書の提出期限は、井原市低入札価格調査会が提出を求めた 日の翌日から起算して5日以内(5日目が閉庁日の場合は、その直後の開庁日) とします。
- 4) 井原市低入札価格調査会にて、最低価格入札者を落札者とするか否かの審査・決定を行います。
- 3. 最低制限価格制度の導入について

平成 26 年 8 月 1 日以後に入札公告又は指名通知を行った建設工事の入札から、予定価格(税込)が 100 万円以上 1,000 万円未満の場合は、最低制限価格制度の対象とします。

●最低制限価格の算出方法 「中央公契連モデル」を基準に算出します。

## ●落札者の決定

最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とします。